

縁がわづくり」を推進しているところです。

「地域の縁がわ」とは、地域の誰もが集い、交流し、福祉サービスをうみだしていく地域の支え合いの拠点のことです。ここを拠点とし、地域に多様な福祉サービスが育つきっかけづくりを推進するために地域福祉活動団体等に助成を行うものです。

【募集の対象】

社会福祉法人、特定非営利活動法人又は非営利の福祉活動を行っている任意団体、家族会、保護者会等で次の条件をすべて満たすものとします。

- ①熊本県内に事務所を設置していること
- ②団体の定款、規約等を有すること
- ③補助対象となる事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること
- ④宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑤特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- ⑥暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

【対象事業】

高齢者、障がい者、子どもなど対象者を限定することなく、誰もが集える次に掲げる福祉の拠点を熊本県内に設置し、地域住民等へ福祉サービスを提供する事業とします。

- (1) 共生型常設住民交流サロン (2) 小規模作業所交流サロン

【助成率・助成金額、対象経費】

1 団体 200 万円以内（予算総額 3,000 万円）。

施設等の改修費（増改築、修繕等）、設備費又は備品購入費を対象とし、2分の1以内で補助。

※基本事業費（広報関係費等）と管理費（人件費、家賃、光熱水費等）は対象外。

【事前協議の受付期間】

平成19年7月6日（金）まで（現在、受付中です！）

【事前協議の実施～助成対象団体の募集～】

本年度は申請に先立ち事業内容の確認をさせていただくために「事前協議」を行うこととし、現在、事前協議を受け付けています。事前協議（要件審査）を行っていただいたうえで、申請書を提出していただき、審査会で内容審査（助成対象団体の選考）を行います。

【選考方法】

有識者や実務経験者等で組織する地域福祉推進委員会で審査（7月下旬の予定）

【対象事業】

熊本県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」の推進に寄与するソフト事業。ただし、県内で実施する場合に限るものとし、継続的事業にあつては最長3年を限度とします。

<例示>

☆結びづくり：地域の支え合いを進める事業

（・住民見守り活動・小地域ネットワーク・住民参加型福祉サービス・地域通貨 等）

☆ちからおこし：地域のパワーアップを図る事業

（・社会参加促進・コミュニティビジネス・地域で子育てサポート 等）

☆人づくり：地域住民の支え合う意識づくり、支える人づくり

（・啓発セミナー・活動リーダーの養成・世代間交流・子どもたちの健全育成 等）

☆仕組みづくり：利用者の視点に立った仕組みづくり

（・住民相談体制の整備・地域福祉ケアマネジメント体制整備・ホームレス支援 等）

【助成率・助成金額、対象経費】

1団体200万円以内（予算総額1,500万円）。

事業の遂行上必要な報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等を対象とし、3分の2以内で補助。

※事務所の維持に要する管理費（人件費、家賃、光熱水費等）は対象外。

【事前協議の実施～助成対象団体の募集～】

本年度は申請に先立ち事業内容の確認をさせていただくために「事前協議」を行うこととし、現在、事前協議を受け付けています。事前協議（要件審査）を行っていただいたうえで、申請書を提出していただき、審査会により内容審査（助成対象団体の選考）を行います。

【事前協議の受付期間】

平成19年7月6日（金）まで（現在、受付中です！）

【助成対象団体の選考方法】

有識者や実務経験者等で組織する地域福祉推進委員会で審査（7月下旬の予定）

【事前協議の手引き（事前協議の様式）の配布場所】

- ・熊本県庁新館1階 県庁情報プラザ、新館3階 健康福祉政策課福祉のまちづくり室
- ・各地域振興局の福祉課
- ・くまもと県民交流館パレア「パレアルーム」（熊本市手取本町8-9）
- ・熊本県ホームページ「ただいま募集中」からダウンロードもできます。

http://www.pref.kumamoto.jp/asp/news.asp?page_flag=bosyu&theme_no=5&i_news_no=11039

■ ★1「地域の縁がわ」紹介 ■

■ ~つどい処 「いどばたや」 (上天草市) ~ ■



【事業目的】

少子高齢化が進み、この地域は商店街等からも離れたところに位置しており、地域住民が集う場がなくなりつつありました。そこで、全ての地区住民を対象として会員制を導入し、個々の責任のもと目的を持った活動を展開しながら、地域住民がやすらぎ、安心できる生活の場を提供することを目指しています。

【事業内容】

上天草市社会福祉協議会が、旧特定郵便局跡地建物のバリアフリー改修を行い、平成18年12月に共生型住民交流サロンを開設しました。

ここでは、あっぷあっぷサロンや押し花教室等が行われ、小地域ネットワークの座談会等にも利用されています。来られた方は、「ここがあるけん、さびしくなかよ。いつも家で一人で過ごしたけん、ここに来て皆と話しばするのが楽しみですたい！」と喜んでもらっています。

年始年末を除き、毎日オープンしており、地域住民の交流の場（“縁がわ”）として、利用されています。

【活用した公的支援制度】

- ・地域の縁がわづくり推進事業費補助金（熊本県）



■ 福祉のまちづくり室各班のご紹介 ■

■ ~わたしたちの班では、今こんなことをやっています~ ■



福祉のまちづくり室は、地域福祉企画班とまちづくり推進班で組織されており、今回は下記の業務についてご紹介します。

【地域福祉企画班】

☆「福祉サービス第三者評価制度」について

社会福祉基礎構造改革に伴い、福祉サービスの利用者とその家族は、自ら福祉サービスを選ぶことができるようになりました。一方で、社会福祉事業者にはこれまで以上に利用者本位で質の高いサービスを提供することが求められています。

この流れを受けて、熊本県では平成18年7月に本制度をスタートしました。福祉サービス第三者評価は、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を事業者や利用者などの当事者以外の公正・中立な第三者機関（評価機関）が、専門的かつ客観的な立場から評価することで、事業者が提供する福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者に対する福祉サービス情報の提供を行うものです。

